コースコード XCD060 日帰り・札幌発着



長沼町役場政策推進課連携事業

## も住めるまちづくり~

# ノづくりのまちを巡る





岩狭箸研ぎ出し



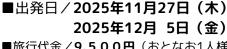
フォトフレーム製作



ベネチアングラスアクセサリー製作



長沼町/手打ちそば長沼道場 ながぬまの愛好家の集まり「手打ちそばの 会あるよ馬追」の打ち立ての手打ちそばを ご賞味いただきます。



- ■旅行代金/9,500円(おとなお1人様/こども同額)
  - ※ この旅行商品は長沼町による助成を受けた価格となっております。
- ■募集人員/24名 ■最少催行人員/15名
- ■食事/昼食1回(手打ちそば天ぷらセット)



■添乗員/あり ■バスガイド/なし ■利用バス会社/北海道中央バスグループまたは高田モータース



#### おすすめポイント!

- 舞鶴遊水地のタンチョウの子育てを観察体験(地元タンチョウガイドがご案内)
- 米こうじ製造及びしょうゆ製造の「池下本店」(1921年創業の発酵食品一筋のお店)で、代々受け継ぐ伝統を製造のお話し 及び食品の買物をいただけます。
- 体験メニュー「若狭箸研ぎ出し」・「木工フォトフレーム製作」または「ベネチアングラスアクセサリー(600円の自己負担あります) 製作」のいづれかを選択いただきます。製作物はお土産としてお持ち帰りいただきます。

集合/中央バス札幌ターミナル1階待合室	食事
(7:45集合) <b>央バス札幌ターミナル</b> <8:00出発> = 地下鉄大谷地駅2番出口<8:30出発> = 舞鶴遊水地(見学)<約60分>	朝×
== <b>マオイアートスタジオ・舞鶴会館・Soukore</b> (モノづくり体験)<約120分> ==== <b>池下本店</b> (見学)<約50分> ======	昼〇 夕×

※青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。 ※タンチョウは自然の生き物のため、観察中にタンチョウを見れないことがあります。予めご了承ください。

※画像提供:長沼町・長沼町観光協会・タンチョウも住めるまちづくり検討協議会・手打ちそばの会あるよ長沼

#### <ご参加される皆様へお知らせ>

- ■当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げておりま せん。集合時間・集合場所のお間違えないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツア ーは出発させて頂きます。)
- ■バス座席割りは、当社で決めさせて頂きます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます
- ■バス車内は終日禁煙とさせて頂きます。
- ■緊急連絡先:080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外は不通となっております)
- ■このパンフレットが最終行程表となります。

#### 集合場所のご案内



#### 中央バス札幌ターミナル (札幌市中央区大通東1丁目3番地)

JR札幌駅南口より徒歩約10分 地下鉄バスセンター2番出口より徒歩約2分 地下鉄大通駅31番出口徒歩約3分 さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分

※大通バスセンターではございませんので お間違えのないようにお越し下さい。

#### お申込みいたただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、 お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

ます。 (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、 当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込 書提出とお申込金の支払いをして頂きます。 (3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに放立するものとします。
(4)申込金(お 1 人様)
旅行代金 3万円末満 お申込金 6,000円
10万円末満 12,000円
10万円末満 20,000円
15万円決満 30,000円
15万円以上 旅行代金の20%
●団体グループ契約について
(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が与しているとみなします。
(2)契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

るとル。 (4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後 においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者と

旅行代金は旅行出発の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前 (お申込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)お支払い下さい。 また、お客様か当社提携のカート会社のカート会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日はお客様の申し出がない限り、お客様の承諾日と致します。

●旅行代金の適用

●統行代金の通用 (1)参加される密集のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方は おとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこ ども料金となります。 (2)続行代金は、各コースこどに表示してございます。出発日とご利用 人数でご確認下さい。

●旅行内容の変更
当社は、旅行機器後であっても、天災事変、繋乱、暴動、運送・宿
油機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計
匿した場合において、旅行の安全かつ円滑を実施を図るためにやむ
を得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当なり関
5し得ないものである理由のど当該事由との因果関係を割りして旅
行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、
景念の場合においてや河谷ないときは変更後に説明致します。
東流の場合においてや河谷ないときは変更後に説明致します。
●旅行代金の変更
前項により城行内容が変更され、旅行実施にようする費用(当該契約)四名の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払らわなければならない費用を含みますが増加したときはサービスの提供行われているにも関わらず速歩・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額
た旅行代金を変更します。
●歌消料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合て契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料(お1人様)
旅行開始日 の前日から 起算してさ かのぼって	1)21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
	2)20日目(日帰り旅行にあたって は10日目)にあたる日以降の解除 (3~6を除く)	旅行代金の20%
	3)7日目に当たる日以降の解除 (4~6を除く)	旅行代金の30%
	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5)旅行当日の解除	旅行代金の50%
	6)旅行開始後の解除または 無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コース ベージ内に記載する取消料になります。 ※当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取 消しになる場合も上記取消料金をお支払い頃きます。 ※お客様の部台による出発日の変更、悪法・宿泊機関等行程上の一 部変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象と

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除す ●当社の責任及び免責事項

②お客様は下記に該当する場合は取消料なして、旅行契約を解除することができます。
②頼知は置かき旅行代金が始橋改定されたとき
②前項に基かき旅行代金が始橋改定されたとき
②前項に基かき旅行代金が始橋改定されたとき
③ 京不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
③ 当社があ客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付し
なかったとき
⑤ 当社により旅行契約の解除及び権行中止
(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、
当社は旅行契約の解除及び権行中止
(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、
当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相き
当する額の違約金をお支払い頂きます。このときは、取消料に相き
当はおより変担を解除することがあります。このときは、取消料に相き
当はおより変担を解除することがあります。このときは、取消料に相き
当はおより変担を解除することがあります。このときは、取消料に相き
「2)次の多項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することが
あります。
□ お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他
参密様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他
多密様が消費しなあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他
多密様が鳴社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他
多密様が鳴社のあらかしの明示したたとき
②お客様が鳴ないと認められたとき
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施
「表行品損害補償金・お客様 1 名につき~15万円(ただし補償対象品 1 名を抜か発表れいると389の1れたとき
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施
ある場合はいと認められたとき
④お客様の外数が契約事間に記載した是少能行力。自然に対します。これらを担保するために、お客様の自身で十分なおおきなりなり数が契約事間に記載した是少能行人員に満たないとき。この場合は旅行開始目の前日から
起昇してさかのほって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は31日 目に当たる日より前)に所行中止の適知
を教します。これらを担保するために、お客様に自身で十分なおおきなどのよりなが更多がある場合は、本申込み店の販売員にお問合す下さい。
●単故等のが取り上に、知ずらは自動でに対したとい場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、を数します。 名の人が関係が原かし上に出る

北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員 旅行企画実施

### ・北海道中央バス(株) シィービーツアーズカンパニ

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中) 札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階 営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:15 土日祝定休 総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済 が出来ます。 下記のQRコード からお進み下さい。

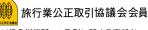












総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。 この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。